

○ 日本高等教育学会 理事選挙規程

(趣旨)

第1条 この規程は会則第8条第1号にいう理事の選挙（以下「選挙」という。）について定める。

(選任する人数)

第2条 選挙で選任する理事の数は、会則第6条に定める20名とする。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙が行われる会計年度の9月末日において次の各号のいずれかに該当する会員は、当該年度の選挙における選挙権及び被選挙権を有する。

(1)選挙が行われる前年の会計年度から会員であり、当該前年度までの会費を納付済みである者

(2)選挙が行われる会計年度中に会員となった者

(選挙に関する管理)

第4条 選挙の管理及び実施のために選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 委員会は、委員3名をもって組織し、互選によってうち1名を委員長とする。

4 委員会の委員の任期は、選挙の後に初めて行われる研究大会の終了時までとする。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、通信回線を通じて行う電子投票（以下「オンライン投票システム」という）により行う。

2 前項の投票は、選挙権を有する会員（以下では「選挙人」という）が、示された被選挙権を有する会員（以下では「被選挙人」という）の名簿から10名以内を選び、その情報を選挙管理委員会に送信することにより行う。

3 選挙人の投票の具体的な方法については選挙管理委員会が定める。

4 オンライン投票システムの開票は、選挙管理委員において委員が立ち会って行う。

5 選挙管理委員会は投票についての秘密を遵守しなければならない。

(投票の期間)

第6条 投票の期間は委員会が公示し、総会の開催される日の30日前までに完了するよう定めなければならない。

(当選人の決定)

第7条 当選人は、被選挙人の中から得票数の多い順に20名とする。

2 第20位の者が同数であった場合は、選挙管理委員会の委員長が抽選し当選人を決定する。

(理事就任の承諾)

第9条 委員長は、当該選挙の開票が終了したときは、直ちにその結果を事務局長に報告する。

2 事務局長は、前項の報告に基づき、当選人に対して書面により就任の諾否を確認する。

3 就任を辞退する者が出た場合、事務局長は委員長に次点の者の繰上げを求め、20名に達するまで繰り上げを行う。

(改正)

第 10 条 本規程の改廃については、理事会の議を経て、総会で決定する。

(理事の欠員)

第 11 条 欠員が生じた場合については、別途内規により定める。

付則

- 1 本規程は 2020 年 9 月 1 日より施行し、2021 年度の理事改選より適用する。
- 2 従前の理事選挙規程（1998 年 7 月 10 日）は、廃止する。
- 3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、2021 年に実施する選挙に限り、選挙人が希望すれば、選挙管理委員会に届け出て、郵送による投票を行うことができる。
- 4 郵送による投票については選挙管理委員会が有効票であるかどうかを判断する。

本選挙規程は、会則第 8 条に基づき 2020 年 9 月から施行する。